

白杵市公告 第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定により、認可地縁団体を登記名義人とする不動産の所有権の保存又は移転登記に係る公告を求める申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

公 告

令和7年10月6日

白杵市長 西岡 隆



1 地方自治法第260条の46第1項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

- (1) 名 称 弘川区自治会
- (2) 区 域 弘川区（白杵市大字中尾及び白杵市大字左津留の一部）とする
- (3) 主たる事務所 白杵市大字中尾577番地

2 申請不動産に関する事項

・土地①

地 目	面 積	所 在 地
原野	19 m ²	白杵市大字中尾字太田584番
池沼	3.3 m ²	白杵市大字中尾朴 ^り 殿2/651番
池沼	3.3 m ²	白杵市大字中尾字か ^り 元5/667番
宅地	333.88 m ²	白杵市大字中尾字丸山668番
山林	198 m ²	白杵市大字中尾字上川2/703番1

・土地①における表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所並びに持分

氏名	住所	持分
廣田吉生	白杵市大字中尾664番地	2分の1
伊藤久吉	白杵市大字中尾661番地	2分の1

・土地②

地 目	面 積	所 在 地
原野	35,682 m ²	白杵市大字中尾字猿 ^ト 831番23

・土地②における表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名	住所	持分
三浦昇	白杵市大字中尾243番地	3分の1
佐藤忠生	白杵市大字中尾656番地	3分の2

3 異議申出に関する事項

上記申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議がある場合は、申出を行うことができる。ただし異議を述べることができる者の範囲は以下のいずれかに該当する者であること。

- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議申出の手続等

上記に該当する者は、下記の方法により申し出ることができる。

(1) 担当課

〒875-8501 白杵市大字白杵72番1 (白杵市役所白杵庁舎2階)
白杵市役所 地域力創生課 電話：0972-86-2733 (直通)

(2) 申出期間、場所及び方法等

①申出期間

令和7年 10月7日(火) 午前9時から

令和8年 1月9日(金) 午後5時まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

②申出様式

● 申出様式(第22条の3関係)

※4(1)担当課に備え付けています。

※白杵市公式サイト(ホームページ)内にも掲載しています。

※添付書類については、様式の記載に従うこと。

③申出場所

4(1)に同じ

④申出方法

4(1)の場所に申出書を持参して提出すること。

※異議申出書に記載された事項については、その後の当事者間での協議等を円滑にするため認可地縁団体に通知されます。